

実践ゼミ

改正NISAと 証券税制のあらまし

税理士 柴原 一
公益財団法人 日本税務研究センター

証券税制のあらまし

	特定公社債等の譲渡	上場株式等の譲渡	上場株式等の配当等	特定公社債等の利子等
平成27年まで	原則非課税	申告分離 申告不要(源泉徴収口座)	総合課税 申告分離 申告不要	源泉分離
平成28年以降	申告分離 申告不要(源泉徴収口座)	申告分離 申告不要(源泉徴収口座)	総合課税 申告分離 申告不要	申告分離 申告不要

上場株式等の範囲（一般NISAの対象商品）

- ★① 上場株式
 - ② 上場新株予約（引受）権
 - ③ 上場・店頭新株予約権付社債
（商法改正前の転換社債、ワラント債を含む）
 - ④ 日銀出資証券
 - ☆⑤ 外国市場に上場されている株式等
 - ⑥ 上場優先出資証券
 - ☆⑦ 投資法人の投資口（J-REITなど）
 - ☆⑧ 特定株式投資信託の受益権（ETF(上場投資信託)）
 - ☆⑨ 非公社債等投資信託の受益権（金ETFなど）
 - ⑩ 特定受益証券発行信託の受益権
 - ★⑪ 公社債投資信託以外の証券投資信託（株式投資信託）
 - ⑫ 株式ミニ投資により取得した上場株式等
 - ⑬ 株式累積投資により取得した上場株式等
- など

一般NISAとつみたてNISAの対象商品（簡易版）

一般NISA（成長投資枠）

- ・ 上場株式

- ・ 株式投資信託

下記以外

金融庁認定の商品 ←

つみたてNISA
(つみたて投資枠)

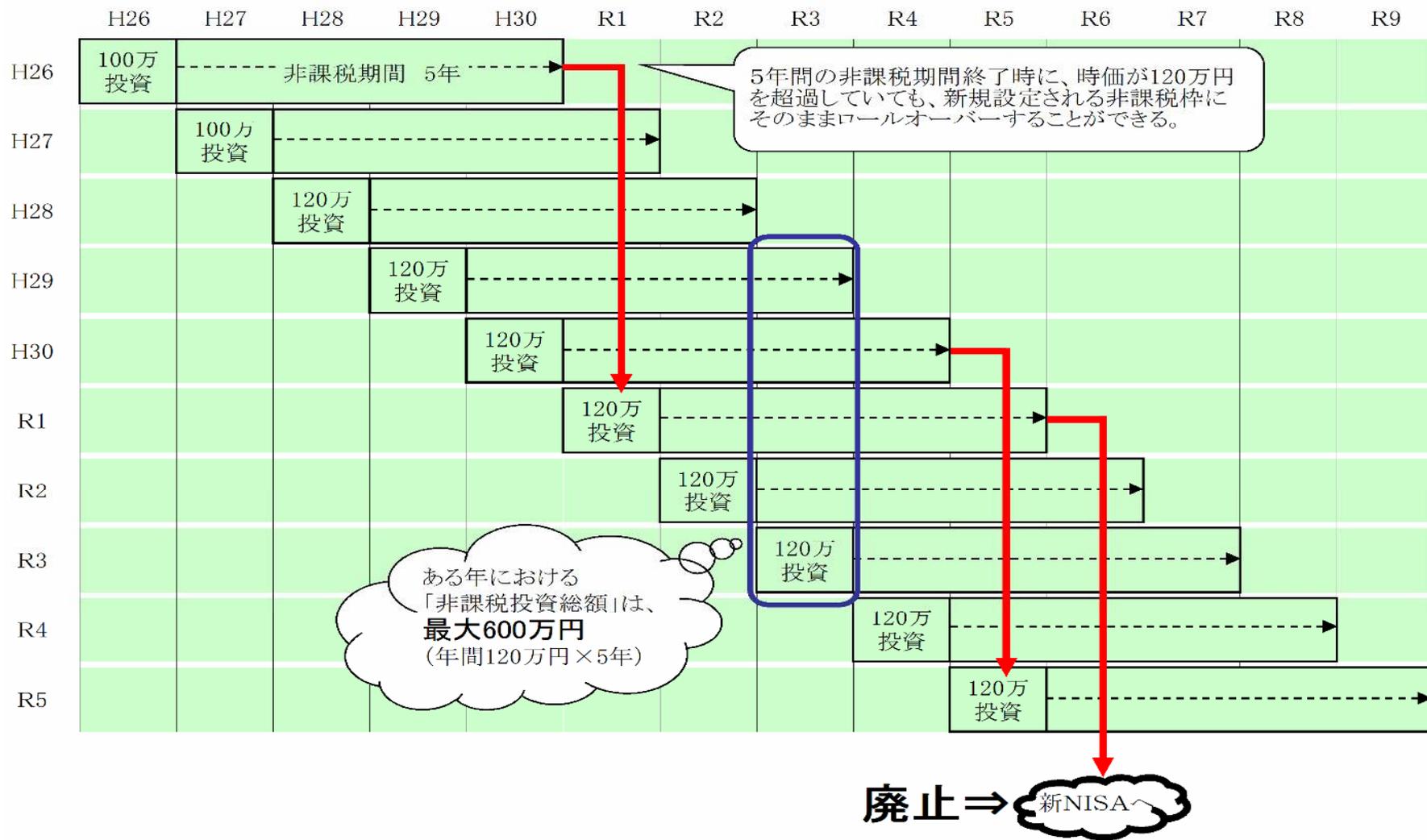
現行NISA
(令和5年まで)

改正NISA
(令和6年以降)

投資可能期間	令和5年末まで	恒久化
非課税保有期間	つみたて 20年 一般 5年	無期限
年間 非課税投資枠	つみたて 40万円 一般 120万円	つみたて投資枠 120万円 成長投資枠 240万円
非課税保有限度額 (総枠)	つみたて 800万円 一般 600万円	1,800万円 うち成長投資枠 1,200万円
つみたてと一般(成長) との併用	不可	可

※現行のつみたてNISA及び一般NISAにおいて投資した商品は、新しい制度の外枠で非課税措置を適用

一般NISA（現行）



特定口座における取得費の計算

	買	売
R 4 年	1 0 0 万円	
R 5 年 1 2 / 5		5 0 0 万円
R 5 年 1 2 / 6	5 0 0 万円	

譲渡益

$$500 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円} = 400 \text{ 万円}$$

	買	売
R 4 年	1 0 0 万円	
R 5 年 1 2 / 5		5 0 0 万円
R 5 年 1 2 / 5	5 0 0 万円	

譲渡益

$$500 \text{ 万円} - 300 \text{ 万円} = 200 \text{ 万円}$$